(その１)

収　支　報　告　書

※該当箇所に☑すること

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
東京都内

1　政治団体の名称（ふりがな）　どうしゅうけん　道州研

2　主たる事務所の所在地　〒100-8981　東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館４１４号室

3　代表者の氏名　松浪　健太

4　会計責任者の氏名　松浪　健太

5　平成　28　年分

＊

団体コード	0 2 5 0 1 7 1 9 2 0 0 1 1 0
前年繰越額	11,574,460 円

事務担当者の氏名　上野　寿朗

電話番号　03-3508-7266

受付	審査	確認
	V	
消込	パンチ	照合
㊞		

100950

6068 号
29.5.25
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無
☑ 有　☐ 無
公職の種類　衆議院議員　(現)・候
資金管理団体の届出をした者の氏名　松浪　健太

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　松浪　健太
公職の種類　衆議院議員　(現)・候

(※) 資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入

（その２）

収　支　の　状　況

都団体用

項　　目	金　　額	項　　目	金　　額
Ⅰ **収　入　総　額**　(1)～(2)計	23,946,634	Ⅱ **支　出　総　額**　１～２の計	9,621,719
(1) 前年からの繰越額	11,574,460	1 経常経費の合計　(1)～(4)の計	2,922,342
(2) 本年の収入額　１～６の計	12,372,174	(1) 人　件　費	1,320,000
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光　熱　水　費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	0	(3) 備品・消耗品費	1,248,346
2 寄附　(1)～(2)の計	12,371,610	(4) 事　務　所　費	353,996
(1) 寄附の区分　ア～ウの計	12,371,610	2 政治活動費の合計　(1)～(6)の計	6,699,377
ア　個人からの寄附	9,371,610	(1) 組　織　活　動　費	1,686,764
(う　ち　特　定　寄　附)	0	(2) 選　挙　関　係　費	0
イ　法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　ア～エの計	0
ウ　政治団体からの寄附	3,000,000	ア　機関紙誌の発行事業費	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	イ　宣伝事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	ウ　政治資金パーティー開催事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	エ　その他の事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)(1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調　査　研　究　費	12,613
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)(1パーティーで1人２０万円超の支払)	0	(5) 寄附・交付金	5,000,000
((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	0	(6) その他の経費	0
4 借　入　金	0	備　考	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0		
6 その他の収入　(1)～(2)の計	564		
(1) 10万円未満のものの計	564		
(2) 10万円以上のものの計	0	**Ⅲ 翌年への繰越額**　(Ⅰ－Ⅱ)	14,324,915

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	564	
合　　計	564	

（注）　１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	①個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日	住所（又は所在地）		職業（又は代表者の氏名）	備考
松浪　健太	811,021	28	1	29	大阪府高槻市弥生が丘町33-23		国会議員	
〃	843,681	28	2	29	前掲		〃	
〃	824,138	28	3	31	〃		〃	
〃	822,219	28	4	29	〃		〃	
〃	806,907	28	5	31	〃		〃	
〃	794,356	28	6	30	〃		〃	
〃	806,534	28	7	29	〃		〃	
〃	801,964	28	8	31	〃		〃	
〃	462,745	28	9	30	〃		〃	
〃	786,139	28	10	31	〃		〃	
〃	808,091	28	11	30	〃		〃	
〃	803,815	28	12	30	〃		〃	
(計)	(9,371,610)							

この頁の小計	9,371,610
その他の寄附	0
合計	9,371,610

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　③政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日	住所（又は所在地）		職業（又は代表者の氏名）	備考
おおさか維新の会国会議員団	1,000,000	28	1	12	品川区中延3-12-17ヴェルドミール中延402		馬場　伸幸	
〃	1,000,000	28	7	21	千代田区永田町2-17-3-503		馬場　伸幸	
（計）	(2,000,000)							
日本維新の会国会議員団	1,000,000	28	12	9	千代田区永田町2-17-3-503		馬場　伸幸	
この頁の小計	3,000,000							
その他の寄附	0							
合計	3,000,000							

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
（注４）同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
コピー代	28,583	28	1	21	キャノンマーケティングジャパン（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7-2	○
ガソリン代	76,502	28	2	4	豊陽興産(株)	千代田区隼町2-11	○
事務用消耗品	22,859	28	2	4	桑内(株)	大阪府高槻市高槻町15-24	○
ガソリン代	34,977	28	2	29	豊陽興産(株)	前掲	○
ガソリン代	60,160	28	3	31	豊陽興産(株)	前掲	○
事務用消耗品	21,142	28	3	31	桑内(株)	前掲	○
ガソリン代	57,056	28	5	2	豊陽興産(株)	前掲	○
事務用消耗品	12,076	28	5	2	桑内(株)	前掲	○
ガソリン代	23,344	28	6	1	豊陽興産(株)	前掲	○
ガソリン代	69,509	28	6	30	豊陽興産(株)	前掲	○
事務用消耗品	16,476	28	6	30	桑内(株)	前掲	○
ガソリン代	44,206	28	7	29	豊陽興産(株)	前掲	○
事務用消耗品	25,128	28	7	29	桑内(株)	前掲	○
ガソリン代	23,596	28	9	1	豊陽興産(株)	前掲	○
事務用消耗品	16,288	28	9	30	桑内(株)	前掲	○
この頁の小計	531,902						
その他の支出							
合計							

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ガソリン代	107,068	28 9 30	豊陽興産(株)	前掲	○
コピー代	15,257	28 10 21	キャノンマーケティングジャパン(株)	前掲	○
ガソリン代	74,952	28 10 31	豊陽興産(株)	前掲	○
自動車タイヤ交換代	99,360	28 11 30	豊陽興産(株)	前掲	○
ガソリン代	99,200	28 11 30	豊陽興産(株)	前掲	○
事務用消耗品	24,018	28 11 30	桑内(株)	前掲	○
ガソリン代	49,029	28 12 28	豊陽興産(株)	前掲	○
この頁の小計	468,884				
その他の支出	247,560				
合計	1,248,346				

(注１) 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注３) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
プリンター修理代	12,960	28 2 29	㈱ボナファイド	新宿区南山伏町1-23	○
車検代	138,996	28 3 31	豊陽興産(株)	千代田区隼町2-11	○
監査報告手数料	108,000	28 6 1	地引直輝公認会計士事務所	江戸川区西小岩3-21-22	○
この頁の小計	259,956				
その他の支出	94,040				
合計	353,996				

（注１） 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（組織対策費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
自動車修理代	197,342	28 11 30	東京トヨペット株式会社	港区芝浦四丁目８番３号	○
この頁の小計	197,342				
その他の支出	10,000				
合計	207,342				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　会議打ち合わせ費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	21,328				
合計	21,328				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（渉外費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
パーティー参加費	20,000	28 3 24	正宝会	福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲139	○
〃	30,000	28 4 13	あだち康史君を励ます会	千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館1016号室	○
〃	30,000	28 4 21	下地ミキオ後援会	沖縄県那覇市おもろまち3-5-3	○
〃	30,000	28 5 31	おおさか維新の会衆議院東京都第23選挙区支部　伊藤俊輔	東京都町田市中町2-6-11サワダビル3F	○
〃	20,000	28 6 12	中谷ひろゆき後援事務所 中谷ひろゆき　会	大阪府大阪市北区曽根崎2-2-1全柔協会館3階	○
〃	20,000	28 10 3	石井苗子ときぼうの会	千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1115号室	○
〃	20,000	28 10 11	けんこう冬日会	千代田区平河町2-2-15ｻﾞ・ﾊｰﾐﾃｰｼﾞ309号	○
〃	20,000	28 11 21	NPO法人青少年ワールドサポート21	港区北青山1-2-3青山ビル11F	○

この頁の小計	190,000
その他の支出	40,000
合　計	230,000

(注１)　５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注２)　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注３)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（旅費交通費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
出張費	12,830	28 1 3	東海旅客鉄道（株）	港区港南二丁目1番85号　ＪＲ東海品川ビルA棟	○
定期代（１月）	13,920	28 1 25	西武鉄道（株）江古田駅	練馬区旭丘１丁目７８－７	○
出張費	13,370	28 1 29	東海旅客鉄道（株）	前掲	○
〃	12,830	28 1 31	〃	〃	○
タクシー代	10,670	28 2 4	東京四社営業委員会	中央区日本橋本町4-15-11	○
定期代（２月）	13,920	28 2 24	西武鉄道（株）江古田駅	前掲	○
出張費	12,830	28 3 19	東海旅客鉄道（株）	〃	○
〃	12,830	28 3 21	〃	〃	○
定期代（３月）	13,920	28 3 27	西武鉄道（株）江古田駅	〃	○
タクシー代	18,100	28 3 31	東京四社営業委員会	〃	○
定期代（４月）	13,920	28 4 22	西武鉄道（株）江古田駅	〃	○
出張費	12,830	28 4 29	東海旅客鉄道（株）	〃	○
〃	12,830	28 5 1	〃	〃	○
タクシー代	28,720	28 5 2	東京四社営業委員会	〃	○
定期代（５月）	13,920	28 5 23	西武鉄道（株）江古田駅	〃	○
この頁の小計	217,440				
その他の支出					
合計					

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (旅費交通費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
タクシー代	11,330	28 6 1	東京四社営業委員会	前掲	○
定期代(6月)	13,920	28 6 20	西武鉄道(株)江古田駅	〃	○
出張費	12,830	28 6 26	東海旅客鉄道(株)	〃	○
〃	13,370	28 7 11	〃	〃	○
定期代(7月)	13,920	28 7 25	西武鉄道(株)江古田駅	〃	○
出張費	12,830	28 8 11	東海旅客鉄道(株)	〃	○
〃	12,830	28 8 15	〃	〃	○
定期代(8月)	13,920	28 8 23	西武鉄道(株)江古田駅	〃	○
定期代(9月)	13,920	28 9 25	〃	〃	○
出張費	12,730	28 10 13	㈱JTB首都圏国会内店	千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内B4階	○
〃	12,730	28 10 13	〃	前掲	○
定期代(10月)	13,920	28 10 24	西武鉄道(株)江古田駅	〃	○
タクシー代	21,820	28 10 31	東京四社営業委員会	前掲	○
定期代(11月)	13,920	28 11 24	西武鉄道(株)江古田駅	〃	○
定期代(12月)	13,920	28 12 25	〃	〃	○
この頁の小計	207,910				
その他の支出					
合計					

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (旅費交通費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
タクシー代	51,110	28 12 28	東京四社営業委員会	前掲	○
出張費	12,830	28 12 30	東海旅客鉄道(株)	〃	○
この頁の小計	63,940				
その他の支出	526,178				
合計	1,015,468				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　　(　発送費　)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	25,226				
合計	25,226				

(注1)　5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2)　国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　　(　通信費　)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	27,360				
合計	27,360				

(注1)　5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2)　国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（租税公課・保険料）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
自動車重量税印紙代	43,200	28 2 15	一般社団法人東京都自動車整備振興会	渋谷区本町4-16-4	○
自動車損害賠償保険料	27,840	28 2 15	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	渋谷区恵比寿1-28-1	○
自動車税	87,900	28 6 1	東京都都税総合事務センター	豊島区西池袋1-17-1	○
この頁の小計	158,940				
その他の支出	1,100				
合計	160,040				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費　（資料費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	12,613				
合計	12,613				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄付・交付金　（寄付金）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
寄付金	300,000	28 3 30	おおさか維新の会	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	○
〃	1,500,000	28 4 18	ケンタネット	大阪府高槻市紺屋町11-1FKビル2F	○
〃	200,000	28 5 13	おおさか維新の会国会議員団	千代田区永田町2-17-3-503	○
〃	3,000,000	28 8 24	ケンタネット	前掲	○
この頁の小計	5,000,000				
その他の支出	0				
合計	5,000,000				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年5月25日

政治団体の名称　道州研

会計責任者の氏名　松浪　健太　㊞

（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

政治資金監査報告書

平成２９年５月２２日

道州研

代表　松浪　健太　殿

登録政治資金監査人　地引亘宏
登　録　番　号第　２５６３　号
研修修了年月日　平成21年7月6日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、道州研の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、道州研の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

道州研と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上